

**書面審議による方法で通常総会を開催。**

**開催日程：令和4年5月16日から  
令和4年5月25日まで**

※審議結果については、**令和4年5月26日**に  
会員機関に対し周知。

○協議会を構成する幹事機関、関係団体及び  
市町村

- ・国土交通省北海道開発局(幹事機関)
- ・法務省札幌法務局(幹事機関)
- ・北海道(幹事機関)
- ・札幌市(幹事機関)
- ・北海道土地開発公社
- ・北海道弁護士会連合会
- ・北海道ブロック司法書士協議会
- ・北海道行政書士会
- ・日本土地家屋調査士会連合会
- ・北海道ブロック協議会
- ・北海道不動産鑑定士協会
- ・日本補償コンサルタント協会北海道支部
- ・北海道宅地建物取引業協会(新規加入)
- ・全日本不動産協会北海道本部(新規加入)
- ・北海道内157自治体  
(令和3年度通常総会以降に加入申込みの  
あった21自治体を含む)

＜総会での主な決定事項の概要及び情報提供＞

通常総会では、令和3年度の経過報告、会則等の改正及び令和4年度の活動計画(案)について、議題として審議を行い承認された。

主な概要は以下のとおり。

○「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部改正に伴い、連携協議会の体制拡充を図るとともに、今後、土地政策全般の内容を取り扱うことになるため、協議会名を「北海道土地政策推進連携協議会」に変更及び活動内容等の会則を改正。

○所有者不明土地法改正等の内容についての講演会を開催(集会形式)

・講演会 6月21日(札幌第1合同庁舎2階講堂:100名規模)

○所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し等、最新の法令改正内容及び実務に即した内容の講習会を9月以降に開催予定(開催方法未定)

・講習会(道央、道南、道北、道東:各会場50名規模)

○全国の情勢を把握するため、本省公共用地室や地方整備局等との情報共有に努め、関係士業団体や北海道用対連との連携を図る。

その取組の一つとして、北海道用対連主催の用地事務研修会(一般課程及び土地特化型)の一部講義について、当協議会員が聴講できるよう北海道用対連と連携。

○協議会新規加入自治体の承認(申込順)

厚真町、芦別市、浦幌町、羅臼町、新篠津村、島牧村、置戸町、鹿追町、上砂川町、枝幸町、赤井川村、沼田町、釧路市、雨竜町、白老町、浜頓別町、乙部町、夕張市、美唄市、清里町、えりも町

○協議会新規加入の関係団体の承認

北海道宅地建物取引業協会、全日本不動産協会北海道本部

○未加入自治体に対する協議会への加入要請

協議会活動のPRを行うとともに都度、参加要請を行う予定。

○その他情報提供

- ・所有者不明土地法の改正等の主な内容の情報連絡
- ・所有者不明土地等対策事業(補助金の創設)の主な内容の情報連絡